

よりよい社会をつくるために よりよく社会で暮らすために 皆さんが考えること、できること。

主権者として学ぶこと

主権者とは

満18歳以上になると選挙で投票することができます。学校では、係活動や委員会活動、模擬選挙等の体験的な学習、また、日本や外国の社会生活に見られる様々な課題を自分と結び付けて考える学習などをおして、将来の日本や自分が住む地域の在り方を決めることへの関心を持ち、そのために必要な知識を身に付けます。学校生活や日常生活のあらゆる場面で、自分の考えをもつこと、自分の考えを主張できることや自分で選んだり決めたりすることを大切にしていきたいでしょう。



選挙運動にはルールがある

満18歳以上の人は、有権者になるとともに、選挙運動期間内の選挙運動が認められます。誰でも自由にできる選挙運動として、電話での投票依頼、街頭で出会った人などに投票を依頼することなどの他、ウェブサイト・SNSを利用した選挙運動も可能です。ただし、選挙運動をする際は、公職選挙法等の法律や学校のルールを守る必要があることに注意しましょう。満18歳未満の人は、一切の選挙運動ができません。



メールは ×
18歳未満は ×

※注意 電子メールを利用した選挙運動は、満18歳以上の有権者も含め、候補者や政党等以外の全ての人できません。

投票の方法をしよう

障害のある方の投票を支援する制度として、次のような制度があります。

- 「代理投票」…投票所の事務に従事する者が代筆する
- 「点字投票」…点字投票用の投票用紙や点字器を使用する
- 「指定病院等における不在者投票」
…病院等への入院・入所中の場合に利用できる
- 「郵便等投票」…重度の障害がある人が利用できる

投票所での支援もありますので、必要に応じて活用しましょう。



消費者として学ぶこと

消費者とは

皆さんは、現在、一人の消費者として商品やサービスを購入して、それらを利用して生活しています。学校では、買い物の仕組みや消費者の役割等の基本的な内容から、金銭の管理、売買契約の仕組み、商品やサービスを選ぶために情報を活用することや自分や家族の「消費生活」が周りの環境や社会に及ぼす影響についてなど、将来にわたって社会生活を営む上で大切なことを学びます。



契約にはルールがある

成人になると、一人で「契約」ができるようになり、高額な商品等を購入する契約や携帯電話の契約等が保護者の同意がなくてもできるようになります。ただし、契約には、法律上の責任が伴うため、一方的にやめにする(取り消し・解除する)ことは原則的にできません。成年年齢の引き下げ(18歳から成人になること)により、今までは「未成年者取消権」で守られていた、18歳や19歳の人々が消費者トラブルに巻き込まれる心配があります。高等部在学中から契約についての決まりや制度等をよく理解して、消費者トラブルに遭わないように十分注意しましょう。



かしこい消費者になろう

高等部卒業後は、自分一人で商品やサービスを購入する場面がたくさんあるかもしれません。正しい金銭の管理(無駄遣いをしない等)はもちろん、本当に自分にとって必要なものであるか、商品やサービスについて聞いたり調べたりした情報が正しいかどうか等を常に考えながら行動することが重要です。皆さん一人一人が「消費生活」についての知識を持ち、自分で考え、行動することが「かしこい消費者」になるための第一歩です。購入した商品やサービスに問題があるなどのトラブルがあったときや、「消費生活」について分からないことがあったときは、身近な人や相談機関等に相談しましょう。



消費者ホットライン
☎ 188